

(10)-57

令和3年 4月 22日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県坂東市沓掛字西村 2526-1
医療法人社団 プラスワン
理事長 竹田 篤 印

決 算 届

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 プラスワン
① 財團 ■ 社団 (出資持分なし ■ 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 ■ その他
③ 基金制度採用 ■ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県坂東市沓掛字西村 2526番地1
(3) 設立認可年月日 平成19年2月28日
(4) 設立登記年月日 平成19年3月22日
(5) 役 員

	氏名	備考
理事長	竹田 篤	緑野クリニック管理者
理事	竹田 理恵	
同	今西 信幸	
監事	木村 純也	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	緑野クリニック	茨城県坂東市沓掛字西村 2526番地1	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和2年 4月21日 平成31年度決算の決定
令和2年 4月21日 剰余金処理の件
令和3年 2月24日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団プラスワン
所在地 茨城県坂東市沓掛字西村2526-1

※医療法人整理番号

財産目録
(令和3年 2月 28日現在)

1. 資産額	1,028,538,836 円
2. 負債額	66,405,539 円
3. 純資産額	962,133,297 円

(内訳)

(単位:円)

区分	金額
A 流動資産	1,009,510,129
B 固定資産	19,028,707
C 資産合計 (A+B)	1,028,538,836
D 負債合計	66,405,539
E 純資産 (C-D)	962,133,297

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団プラスワン
所在地 茨城県坂東市沓掛字西村2526-1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和3年 2月 28日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,009,510,129	I 流動負債	66,405,539
II 固定資産	19,028,707	II 固定負債	
1 有形固定資産	18,983,776	負債合計	66,405,539
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	44,931	科 目	金 額
		I 基 金	29,714,681
		II 積 立 金	932,418,616
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	962,133,297
資産合計	1,028,538,836	負債・純資産合計	1,028,538,836

法人名 医療法人社団プラスワン
所在地 茨城県坂東市沓掛字西村2526-1

※医療法人整理番号 □□□□□

損益計算書
(自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	447,666,809
2 事業費用	367,993,152
本来業務事業利益	79,673,657
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	79,673,657
II 事業外収益	99,648
III 事業外費用	12,213,454
IV 特別利益	67,559,851
V 特別損失	
税引前当期純利益	67,559,851
法人税等	18,527,400
当期純利益	49,032,451

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 プラスワン

理事長 竹田 篤 殿

私は、医療法人社団プラスワンの令和2会計年度（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和3年 4月20日

医療法人社団 プラスワン

監事 木村 純也 印